

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご提供しています。

ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり

QRコードから
閲覧する方法

右記のQRコードよりご覧ください。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



三井住友海上
プライマリー生命の
ホームページから
閲覧する方法

- 1 三井住友海上プライマリー生命ホームページ
(<https://www.ms-primary.com>)にアクセスし、「商品情報」をクリック
- 2 「Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をクリック
- 3 検索コードを入力して「検索」をクリック

検索コード **0300021472**

※QRコードおよび検索コードは、ご契約後にお送りする保険証券にも記載しています。
※冊子をご希望のお客さまには、申込書にチェックいただくことで、後日、三井住友海上プライマリー生命よりお送りいたします。



自然保護活動に役立てていきます。

三井住友海上プライマリー生命では、Webでの閲覧のご協力により削減される印刷費用の一部を、自然保護活動への支援金として寄付しています。

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

ご検討、お申込みに際しては、
「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

生命保険募集人について

この保険のお申込みに際しては、必ず変額保険および外貨建保険の販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合には、三井住友海上プライマリー生命の下記照会先までご連絡ください。

公的保険制度についてご理解ください。

様々なリスクに備えるための保険には、「公的保険」とそれを補完する面をもつ「民間保険」があります。その民間保険のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解いただき、そのうえで必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要となります。

公的保険制度は、コチラの金融庁ホームページで
ご確認ください。



募集代理店からのお知らせ

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。
- ・この保険にご契約いただくか否かが、お客さまと募集代理店とのお取引に影響を及ぼすことはありません。
- ・法令上の規制により、お客さまの勤務先によっては、お申込みいただけない場合があります。

この保険の正式名称は、円建年金移行特約付通貨選択型定額部分付変額個人年金保険です。ご契約内容の確認・変更等のお問合わせについて、日本郵便株式会社以外の日本郵政グループ会社窓口では承ることができませんので、ご了承ください。

〔募集代理店〕

日本郵便株式会社

〔引受保険会社〕

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
資料請求・お問合わせ フリーダイヤル **0120-142-605**
<https://www.ms-primary.com>

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。



©2025 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

A25100278-J1 2025.10 OT MSPL-2509-A-0066-00

三井住友海上プライマリー生命



円建年金移行特約付通貨選択型定額部分付変額個人年金保険



契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

この書面は、「契約締結前交付書面」と「商品パンフレット」で構成されています。「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット P.1

契約概要／注意喚起情報 P.23

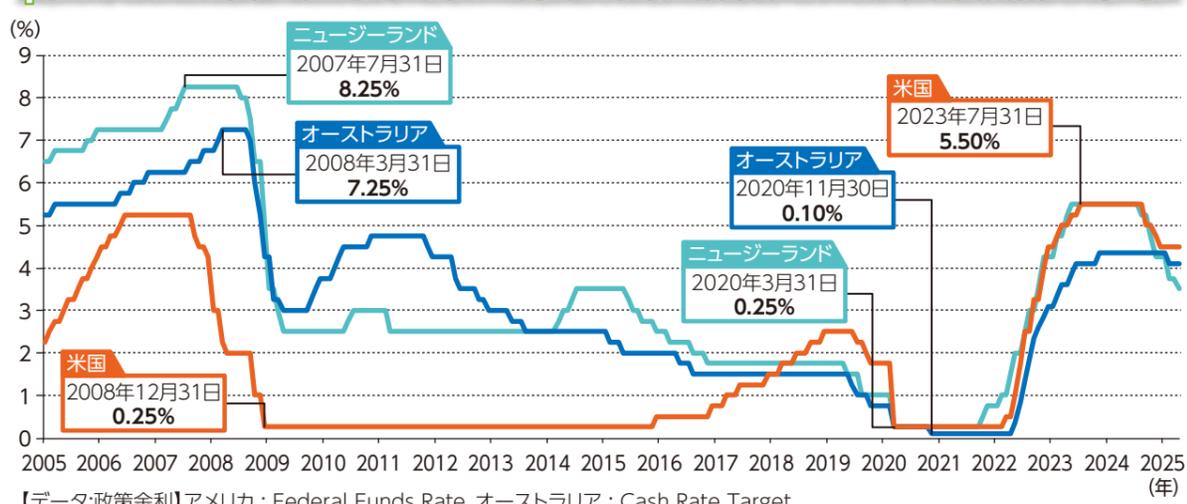


この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
預貯金とは異なり、また、元本割れすることがあります。特別勘定の運用実績、解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

ハッピーロードは、好金利の外貨で、 まもりながら積極的に運用成果の獲得をめざす保険です。

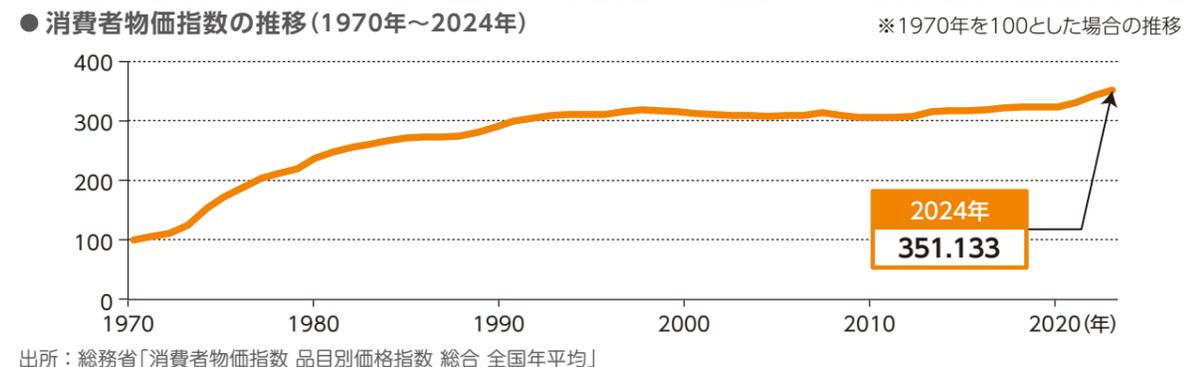
お客さまを取り巻く環境について確認しましょう

主要国の政策金利



【データ:政策金利】アメリカ: Federal Funds Rate、オーストラリア: Cash Rate Target、ニュージーランド: Official Cash Rate
 【データ出所】Bloombergのデータをもとに三井住友海上プライマリー生命が作成
 【データ期間】2005年1月末～2025年4月末の毎月末における数値を記載
 (参考)日本: 2025年4月末 無担保コール翌日物レート 0.476%
 ※上記グラフは過去の政策金利の推移を示したものであり、いかなる場合も将来の利益を約束するものではなく、見通しを記したものではありません。また各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。募集代理店および三井住友海上プライマリー生命は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害につきましては一切責任を負いません。

約50年前とくらべると、日本の物価は3倍以上も上昇しています。



1 運用成果を追求します

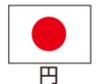


● 外貨と特別勘定を組み合わせた運用手法で、運用成果を追求します。

契約通貨: 米ドル (USA), 豪ドル (AU), NZドル (NZ)

★一時払保険料を、ご契約時の積立利率で運用する定額部分と、特別勘定で運用する変額部分に分けて運用します。定額部分は積立利率で確実にふやし、変額部分で積極的に運用成果の獲得を目指します。

2 自動で確保します



● 目標値を設定し、目標額に到達したら、運用成果を円でしっかり確保します。

★120～200%の間で目標値を自由に設定いただけます。

目標値 120% ~ 200% の間で1%きざみで設定可能 (設定しないこともできます)

★解約払戻金の円換算額が目標額に到達したら、自動的に円建年金へ移行します。
 ★契約日から1年経過以後、年金受取開始日の前日までであればいつでも、お客さまからのお申し出により円建年金へ移行することもできます。

3 契約通貨での最低保証があります



● 年金原資は、基本保険金額の100%または110%を契約通貨で最低保証します。

★基本保険金額に、ご契約時にご選択いただいた保証率を乗じた金額を年金原資として契約通貨で最低保証します。

● 死亡保険金は、基本保険金額の100%以上を保証します。

注意 契約通貨での保証となります。円での保証ではありません。また、解約した場合、上記の最低保証はありません。

ご注意ください
 ◆この保険には、**お客さまにご負担いただく費用があります**。また、**特別勘定の運用実績や為替相場の変動、市場金利の変動等により損失が生じるおそれがあります**。詳しくは P.35～38へ

当冊子での表記について
 ・「保証率」とは、年金受取開始日に年金原資として契約通貨建で保証される保障基準価格の基本保険金額に対する割合のことを意味します。
 ・「目標達成」とは、解約払戻金の円換算額が目標額(円入金額(円換算基本保険金額)×目標値)に到達することを意味します。
 ・「年金受取」とは、年金支払のことを意味します。
 ・「NZドル」とは、ニュージーランドドルのことを意味します。

「ハッピーロード」の特徴 ~あなたのセカンドライフを外貨をつかってサポートするプランです~



1 運用成果を追求します



●外貨と特別勘定を組み合わせた運用手法で、運用成果を追求します。
★契約通貨、積立期間、最低年金原資保証の保証率*1をご選択いただけます。

契約通貨	積立期間/保証率*1					
	10年		15年		20年	
米ドル	100%	110%	100%	110%	100%	110%
豪ドル	100%	110%	100%	110%	100%	110%
NZドル	100%	110%				

★一時払保険料を、ご契約時の積立利率*2で運用する定額部分と、特別勘定で運用する変額部分に分けて運用します。定額部分は積立利率で確実にふやし、変額部分で積極的に運用成果の獲得を目指します。
*1 保証率とは、年金受取開始日に年金原資として契約通貨建てで保証される保障基準価格の基本保険金額に対する割合のことを意味します。
*2 積立利率とは、定額部分で運用する金額および保障基準価格を計算するために、契約日・契約通貨・積立期間に応じて定める利率です。

⚠️ ご注意
■ 契約日以後は、契約通貨、積立期間、保証率の変更はできません。
■ ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない契約通貨、積立期間、保証率があります。

2 自動で確保します



●目標値を設定し、目標額に到達したら、運用成果を円でしっかり確保します。
★円入金額(円換算基本保険金額)に対して目標値を自由に設定いただけます。

目標値 120%~200% の間で1%きざみで設定可能 (設定しないこともできます)

★契約日から1年経過以後、年金受取開始日の2か月前まで、毎営業日目標達成の判定を行います。
★解約払戻金の円換算額が目標額に到達したら、自動的に円建年金へ移行します。
★契約日から1年経過以後、年金受取開始日前日までであればいつでも、お客さまからのお申し出により円建年金へ移行することもできます。

⚠️ ご注意
■ 契約日から10年未満に円建年金へ移行する場合には、解約控除がかかります。

3 契約通貨での最低保証があります

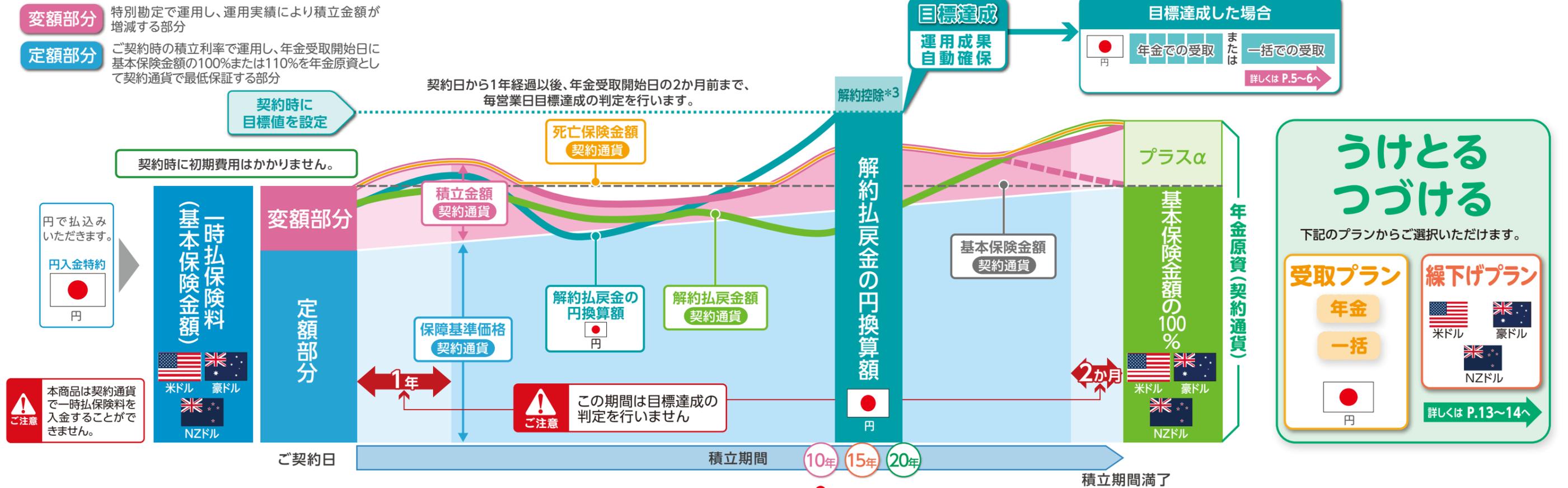


●年金原資は、基本保険金額の100%または110%を契約通貨で最低保証します。
★円建年金に移行しない場合は、運用実績にかかわらず、ご契約時に選択した最低年金原資保証の保証率に応じて年金受取開始日に基本保険金額の100%または110%を年金原資として最低保証します。

●死亡保険金は、基本保険金額の100%以上を保証します。

⚠️ ご注意
■ 契約通貨での保証となります。円での保証ではありません。また、解約した場合、上記の最低保証はありません。

〈イメージ図〉最低年金原資保証が基本保険金額の100%の場合



*3 契約日から10年未満に目標達成し、円建年金に自動移行する場合は、解約控除がかかります。
*上図はイメージ図であり、死亡保険金額、積立金額等を保証するものではありません。実際の死亡保険金額、積立金額等は運用実績に応じて変動(増減)します。
*上図は、積立期間中に解約がなかった場合のもので。

⚠️ ご注意ください
◆この保険には、お客さまにご負担いただく費用があります。また、特別勘定の運用実績や為替相場の変動、市場金利の変動等により損失が生じるおそれがあります。詳しくは P.35~38へ

目標値の設定と円建年金への移行について



目標値の設定について

●円入金額(円換算基本保険金額)に対して目標値(%)を下記より設定していただきます。
(目標値を設定しないこともできます。)

目標値 (%)

120% ~ 200%

1%きざみで
設定できます

設定なし

※円建年金への移行前であれば、ご契約者が目標値を変更・設定・解除することができます。

円建年金への移行について

①目標達成すると円建年金に自動移行します。

●契約日から1年経過以後、年金受取開始日2か月前まで*1が目標額以上となった場合、目標達成した日の翌日(移行移行します。)

●円建年金への移行後は、年金受取開始日前日まで円建年金の円建年金適用利率は移行日から1年間適用し、その利率を再設定します。

*1 年金受取開始日(年金受取開始日を繰下げた場合は、繰下げ前における契約日の月単位の応当日の前日までとします。した場合は、以後目標達成の判定は行いません。)

*2 円建年金への移行後の更改日は、移行日から1年ごとの移行日

に、解約払戻金の円換算額日)に自動的に円建年金へ

金適用利率で運用します。後は毎年の更改日*2に利率

後の年金受取開始日)の2かただし、繰下げ時に円に変更

の年単位の応当日となります。

$$\text{目標額} = \frac{\text{円入金額 (円換算基本保険金額)}}{\text{目標値 (\%)}}$$

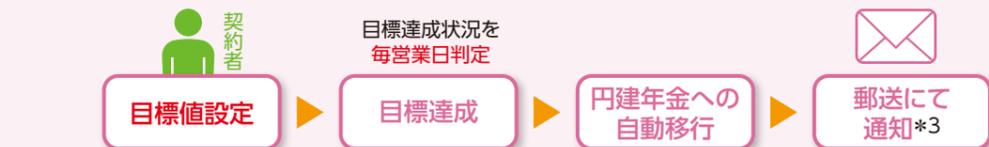
②目標達成前でも自由に円建年金に移行することができます。

●契約日から1年経過以後、年金受取開始日前日までであれ申し出により解約払戻金の円換算額を原資に円建年金へ

るすることができます。

ばいつでも、ご契約者のお移行することができます。

お手続きの流れ

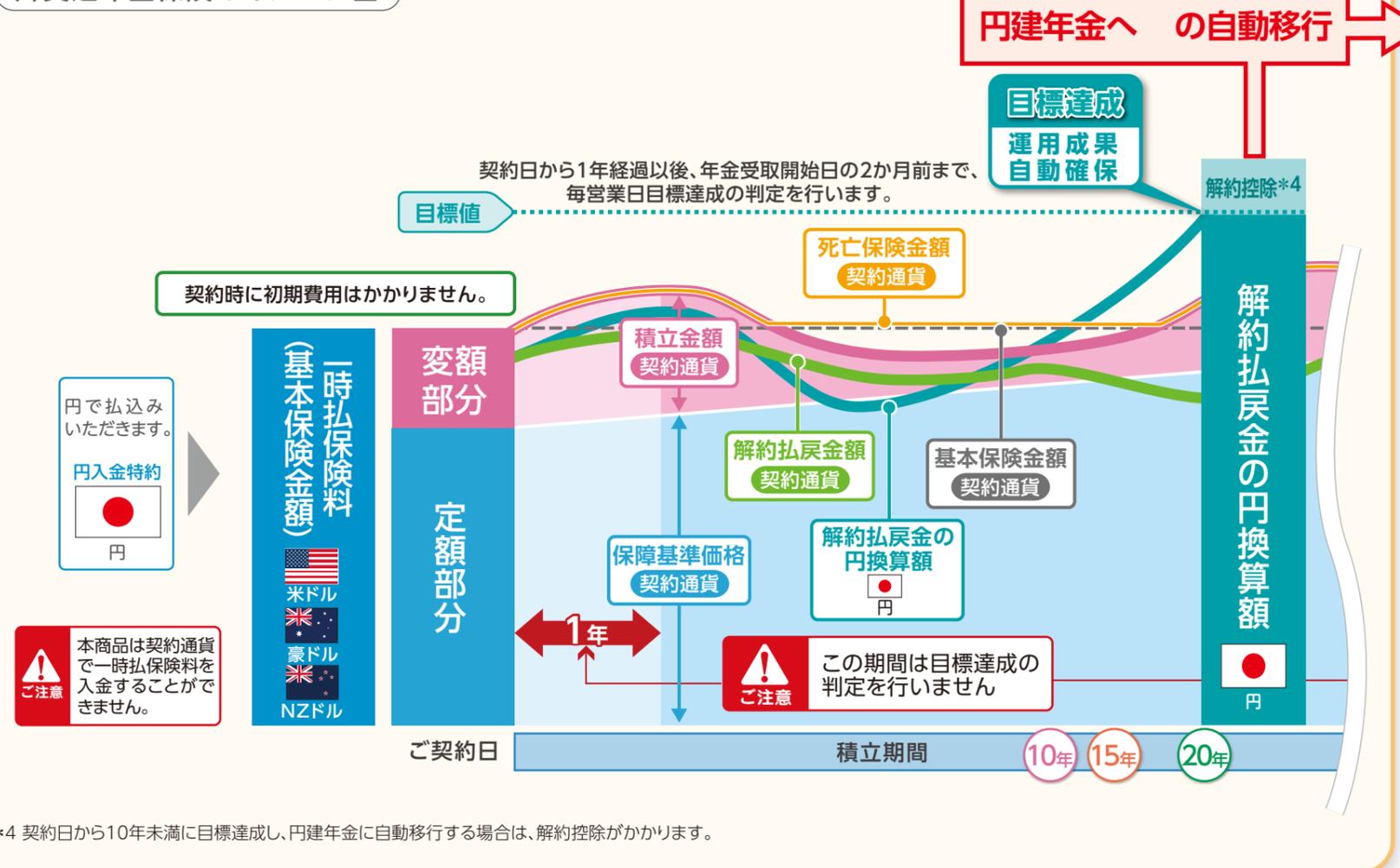


*3 目標達成した日の翌日(移行日)から1週間以内(原則2営業日後)にお知らせを発送します。

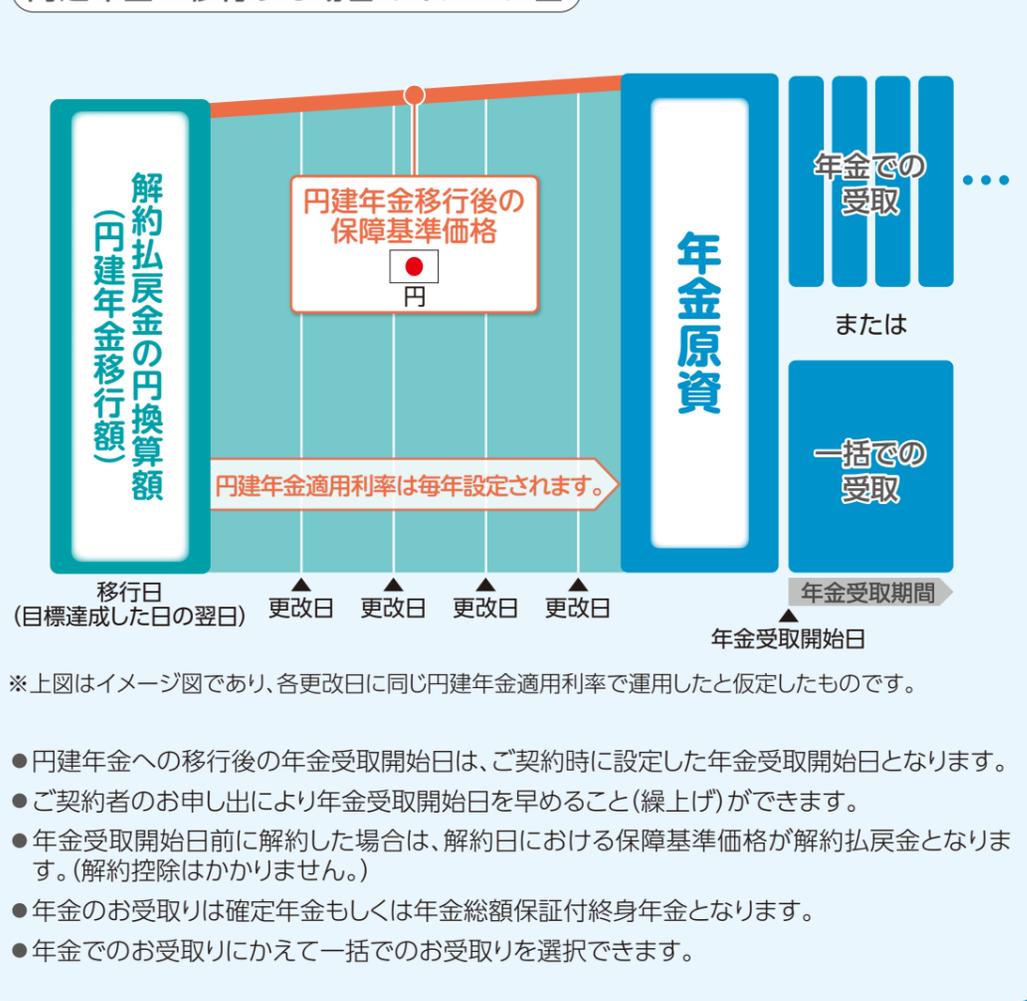


- 円建年金への移行後に、再度、特別勘定による運用に戻すことはできません。また外貨建年金保険に戻すこともできません。
- 契約日から10年未満に円建年金へ移行する場合には、解約控除がかかります。
- ご契約者のお申し出により円建年金へ移行する場合には、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、円建年金移行額となる解約払戻金の円換算額が円入金額(円換算基本保険金額)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

外貨建年金保険のイメージ図



円建年金へ移行する場合のイメージ図



※上図はイメージ図であり、死亡保険金額、積立金額等を保証するものではありません。実際の死亡保険金額、積立金額等は運用実績に応じて変動(増減)します。

※上図は、積立期間中に解約がなかった場合のもので。

具体的に契約例でみてみましょう。



ご契約例	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	年金受取人	契約通貨*1	積立期間	保証率	円入金額 (円換算基本保険金額)	契約時の為替レート*2	一時払保険料 (基本保険金額)	目標値
	本人(60歳)	本人(60歳)	妻(55歳)	本人(60歳)	米ドル	15年	100%	1,000万円	1米ドル = 100.00円	10万米ドル	120%

*1 契約通貨はあくまで例であり、特定の通貨を推奨するものではありません。 *2 円入金特約為替レート *3 円支払特約為替レート ※万米ドル未満切捨て

契約時	
契約通貨	米ドル
積立期間	15年
保証率	100%
円入金額(円換算基本保険金額)	1,000万円
契約時の為替レート*2	1米ドル=100.00円
一時払保険料(基本保険金額)	10万米ドル

目標達成時	
目標値	120%
目標額 (円入金額(円換算基本保険金額)×目標値)	1,200万円
目標達成時の為替レート*3	1米ドル=110.00円

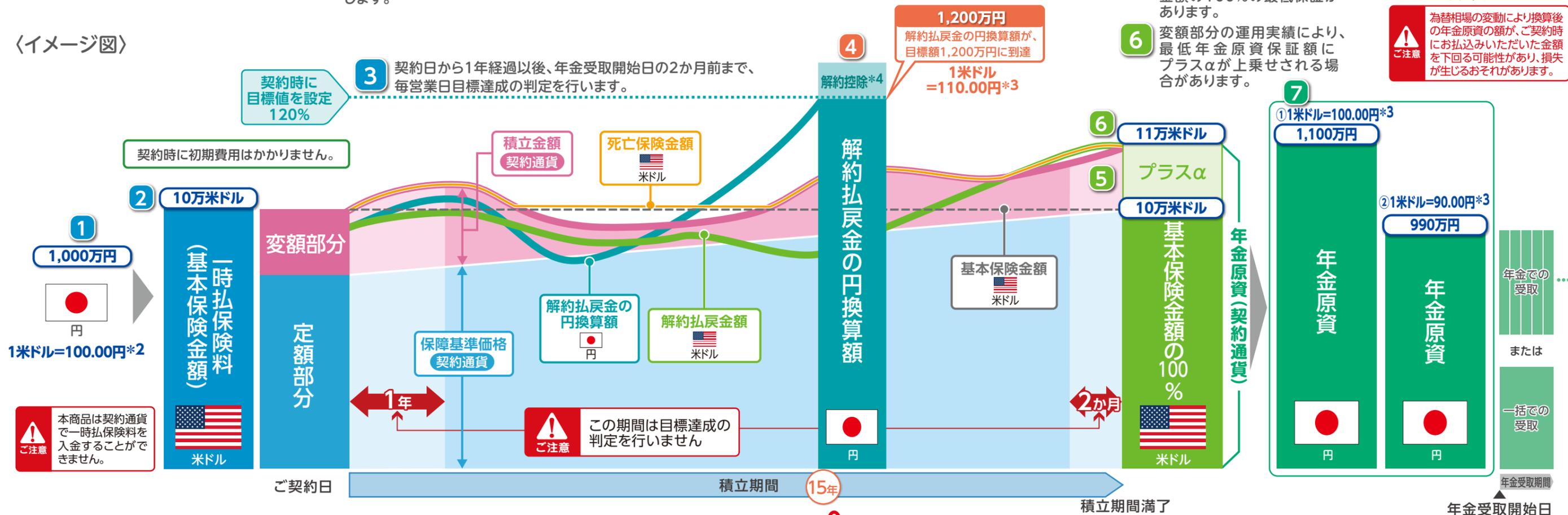
積立期間満了時	
保証率	100%
最低年金原資保証額	10万米ドル
積立期間満了時の年金原資 (最低年金原資保証額にプラスαがあった場合)	11万米ドル
積立期間満了時の為替レート*3	①1米ドル=100.00円 ②1米ドル=90.00円
年金原資の円換算額	①1,100万円 ②990万円

- 1,000万円をお支払いいただきます。
- お支払いいただいた金額を米ドルに換算し、その金額を一時払保険料とし、全額を定額部分と変額部分に分けて運用します。

- 解約払戻金の円換算額が目標額に到達したら、果を確保し、円建年金に移行します。

- 目標達成しなかった場合、目標値を設定していない場合は、年金原資として基本保険金額の100%の最低保証があります。
- 変額部分の運用実績により、最低年金原資保証額にプラスαが上乘せされる場合があります。
- 年金受取開始日に、米ドルから円に変更となります。年金受取開始日を繰下げることもできます。

(イメージ図)



*4 契約日から10年未満に目標達成し、円建年金に自動移行する場合は、解約控除がかかります。

※上図はイメージ図であり、死亡保険金額、積立金額等を保証するものではありません。実際の死亡保険金額、積立金額等は運用実績に応じて変動(増減)します。

※上図は、積立期間中に解約がなかった場合のものであります。

ご注意ください

◆この保険には、お客さまにご負担いただく費用があります。また、特別勘定の運用実績や為替相場の変動、市場金利の変動等により損失が生じるおそれがあります。詳しくは P.35~38へ

定額部分と変額部分の運用のしくみ

この保険の変額部分における運用実績(ユニットプライスの騰落率等)については、三井住友海上プライマリー生命のホームページの「ユニットプライス」「特別勘定運用レポート」のページでご確認いただけます。

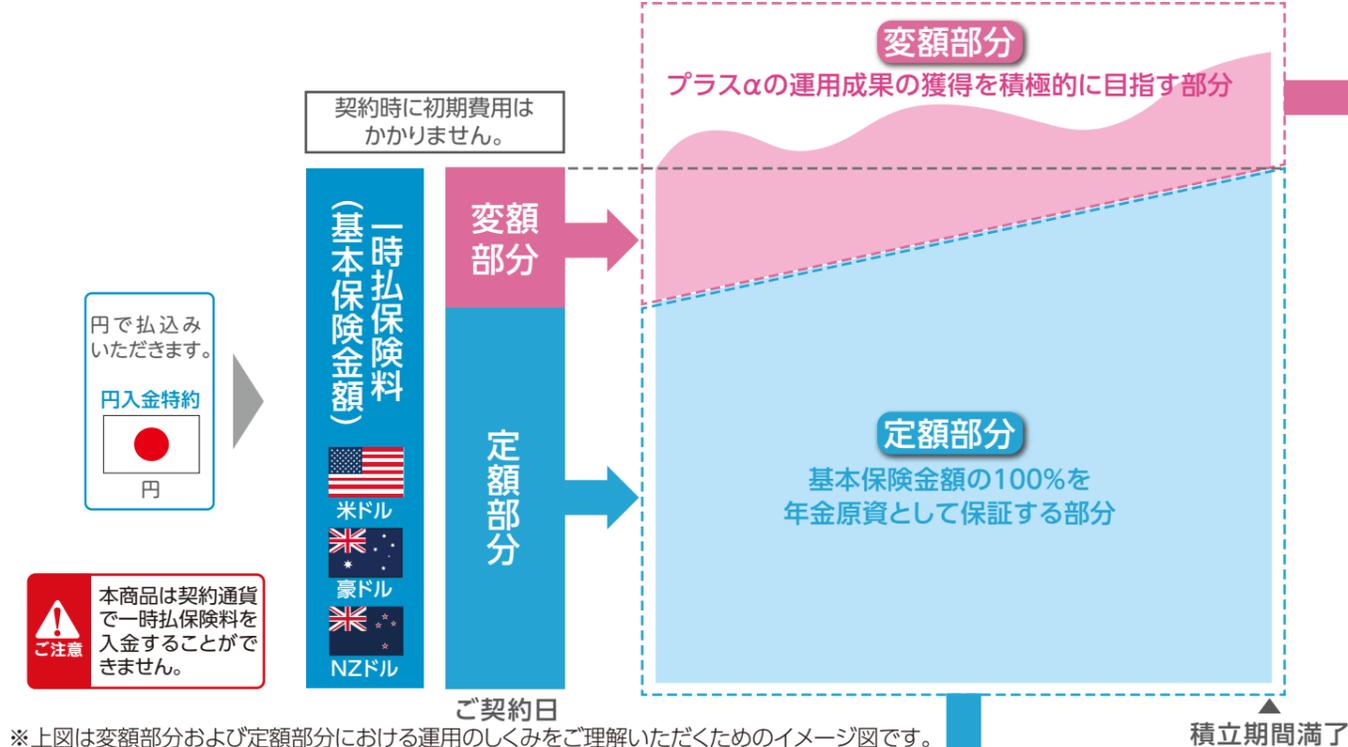
運用のしくみ

一時払保険料を、ご契約時の積立利率で運用する定額部分と、特別勘定で運用する変額部分に分けて運用します。好金利の外貨で、定額部分では固定の積立利率で確実にふやし、変額部分では株式・債券・金で運用し、ボラティリティを一定の水準に保つよう調整しながら、積極的に運用成果の獲得を目指します。

ご注意

- 一時払保険料のうち定額部分と変額部分に配分される割合は、契約通貨および積立期間ごとに設定される積立利率および保証率により異なります。なお、変額部分の割合は、同一の契約通貨・積立期間の場合、保証率100%よりも保証率110%の方が小さくなります。
- 一時払保険料のうち変額部分については、ご契約の申込日からその日を含めた8日目のユニットプライスを基準として翌日に特別勘定に繰入れられます。ただし、承諾日(三井住友海上プライマリー生命が保険契約のお引受けを決定した日)が申込日からその日を含めた8日目の翌日以後となる場合には、承諾日のユニットプライスを基準として翌日に繰入れられます。

〈イメージ図〉 最低年金原資保証が基本保険金額の100%の場合



定額部分

- 契約時に適用される積立利率で**確実にふやします**。
- 定額部分で年金原資として基本保険金額の100%または110%を契約通貨で**最低保証します**。

契約通貨	積立期間／保証率								
米ドル	10年	100%	110%	15年	100%	110%	20年	100%	110%
		100%	110%		100%	110%			
	豪ドル	10年	100%	110%	15年	100%	110%	20年	100%
10年		100%	110%						
NZドル	10年	100%	110%						

ご注意

- 契約日以後は、契約通貨、積立期間、保証率の変更はできません。
- ご契約時の金利情勢などによっては、お取扱できない契約通貨、積立期間、保証率があります。
- 保証率は、契約通貨での保証となります。円での保証ではありません。

変額部分

- 変額部分は、投資信託(ファンド)を購入する特別勘定で運用されます。
- 投資信託(ファンド)は、積極運用資産と短期金融資産等から構成されています。積極運用資産と短期金融資産等の投資比率を**毎営業日**調整しながら積極的な運用を行います。(ボラティリティが一定の範囲となるように、ターゲットボラティリティを年率25%として調整します。さらにその範囲内で最大4倍のレバレッジを働かせて運用成果を追求します。)
- 積極運用資産は、金を含む9資産に投資します。市場動向(トレンド)により最適な配分を**毎月**見直すことで、効率的な資産の成長を目指します。

【特別勘定】

契約通貨	特別勘定の名称	主な投資対象となる投資信託	運用会社
米ドル	米ドルバランス	VAリスクコントロール型バランスオープン・米ドルコース	アモーヴァ・アセット マネジメント株式会社
豪ドル	豪ドルバランス	VAリスクコントロール型バランスオープン・豪ドルコース	
NZドル	NZドルバランス	VAリスクコントロール型バランスオープン・NZドルコース	

毎営業日 マーケット環境に応じて、投資比率を毎営業日機動的に見直します。

「ハッピーロード」の変額部分

積極運用資産(株式、債券、金)
短期金融資産等

投資比率をマーケット環境に応じて毎営業日機動的に見直します。

■ 株式や債券、金のボラティリティが穏やかなとき(上昇局面)

価格
時間
積極運用資産の投資比率を**大きく**
▶「収益の獲得」を目指します。

(例) 100% → 400% (4倍)
積極運用資産
最大4倍のレバレッジを働かせ、多くの金額を動かすことで、運用損益を増幅します。

■ 株式や債券、金のボラティリティが激しいとき(下落局面)

価格
時間
積極運用資産の投資比率を**小さく**
▶「価格の下落リスク」を軽減します。

(例) 40% → 60%
積極運用資産
短期金融資産等

参考

ボラティリティとは
値動きの幅(変動率)のことです。

ターゲットボラティリティとは
値動きの幅(変動率)に対する目標値のことです。ターゲットボラティリティの値が大きいくほど、運用に対する損益が大きく発生することになります。

レバレッジとは
「小さな力で大きなものを動かす」(てこの)の原理に例えられるように、手持ちの資金よりも大きな金額を動かす運用を行うことで、より大きなリターンを獲得を目指します。

毎月 市場動向に応じて、9資産の配分割合を毎月見直します。

株式: 日本株式, ドイツ株式, 米国株式, オーストラリア株式
債券: 日本債券, ドイツ債券, 米国債券, オーストラリア債券
金: 金

最適な配分割合に見直します

1か月後 → 1か月後

ご注意

- 変額部分の損失が定額部分に影響を与えることはありません。

※上図はイメージ図であり、実際の配分比率およびその変更等を示すものではありません。

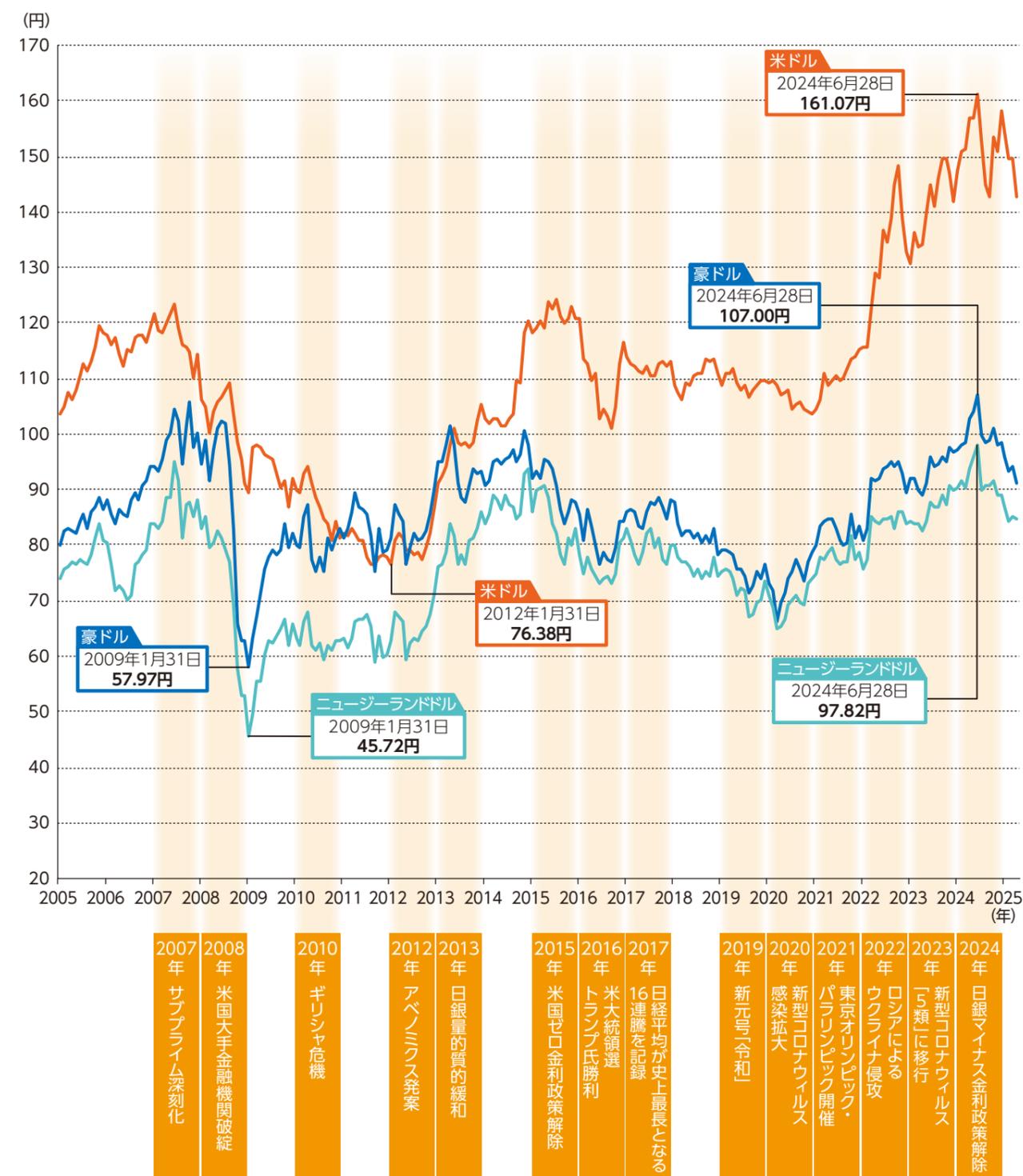


▶ 各国の基本情報を比較してみましょう。

	 米国	 オーストラリア	 ニュージーランド
面積	983.3万km ² (日本の約26倍)	768.8万km ² (日本の約20倍)	27.1万km ² (日本の約4分の3)
人口	3億3,650万人	2,720万人	500万人
国内総生産 (GDP)	27兆3,609億米ドル	1兆7,281億米ドル	2,490億米ドル
1人当たりGDP	81,624米ドル	64,821米ドル	47,537米ドル
主要輸出相手国	カナダ、メキシコ、中国、オランダ、日本	中国、日本、米国	中国、オーストラリア、米国、日本
主要輸出品目	工業用品及び原材料(エネルギー製品、医薬品を除く化学品等)、 資本財(自動車を除く。エンジン・部品等)、 消費財(食料品及び自動車を除く。医療用品・歯科用品・医薬品等)	鉄鉱石、石炭、天然ガス	乳製品、食肉、木材・木製品
主要輸出品目 (対日本)	医薬品、原動機、液化石油ガス、科学光学機器、穀物類	石炭、天然ガス、鉄鉱石、牛肉(生鮮・冷凍)	乳製品、アルミニウム、木材・木製品、果実類、肉類等
特徴	世界No.1の経済大国	世界有数の資源大国	飛躍する農業輸出大国

出所：2025年6月における外務省ホームページをもとに三井住友海上プライマリー生命が作成

▶ 対円為替の推移



【データ出典】Bloombergのデータをもとに三井住友海上プライマリー生命が作成
【データ期間】2005年1月末～2025年4月末の毎月末における数値を記載

※上記グラフは過去の対円為替の推移を示したものであり、いかなる場合も将来の利益を約束するものではなく、見通しを記したものではありません。また各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。募集代理店および三井住友海上プライマリー生命は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害につきましても一切責任を負いません。

積立期間満了を迎えるにあたってご選択いただけるプランについて



受取プラン

年金受取開始時に契約通貨建ての年金原資を円建てに変更したうえで、年金でお受取り、もしくは年金原資を一括でお受取りいただけます。

※年金受取開始時に、年金原資は年金受取開始日における三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートを用いて円換算されます。

ご注意 ■ 為替相場の変動により、換算後の年金原資の額が、ご契約時にお申込みいただいた金額を下回る可能性があります。損失が生じるおそれがあります。

確定年金
年金受取期間(5年・10年・15年・20年)

年金受取開始年齢：1歳～90歳(被保険者年齢)

設定された期間中、毎年定額の年金をお受取りいただくことができます。
年金受取期間中に被保険者が亡くなられた場合、未払年金現価を死亡一時金*としてお受取りいただくことができます。

* 死亡一時金のお受取りにかえて、受取期間満了まで引続き年金としてお受取りいただくこともできます。

年金総額保証付終身年金

年金受取開始年齢：50歳～90歳(被保険者年齢)

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生お受取りいただくことができます。
また被保険者が亡くなられた場合でも、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引続きお受取りいただくことができます。

【お取り扱いについての留意事項】

- ご契約時に、確定年金、年金総額保証付終身年金から選択できます。
- 年金額が10万円に満たない場合は、年金によるお受取りにかえて一括でのお受取りとなります。
- 年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、それを超える金額については一時金でお受取りいただけます。

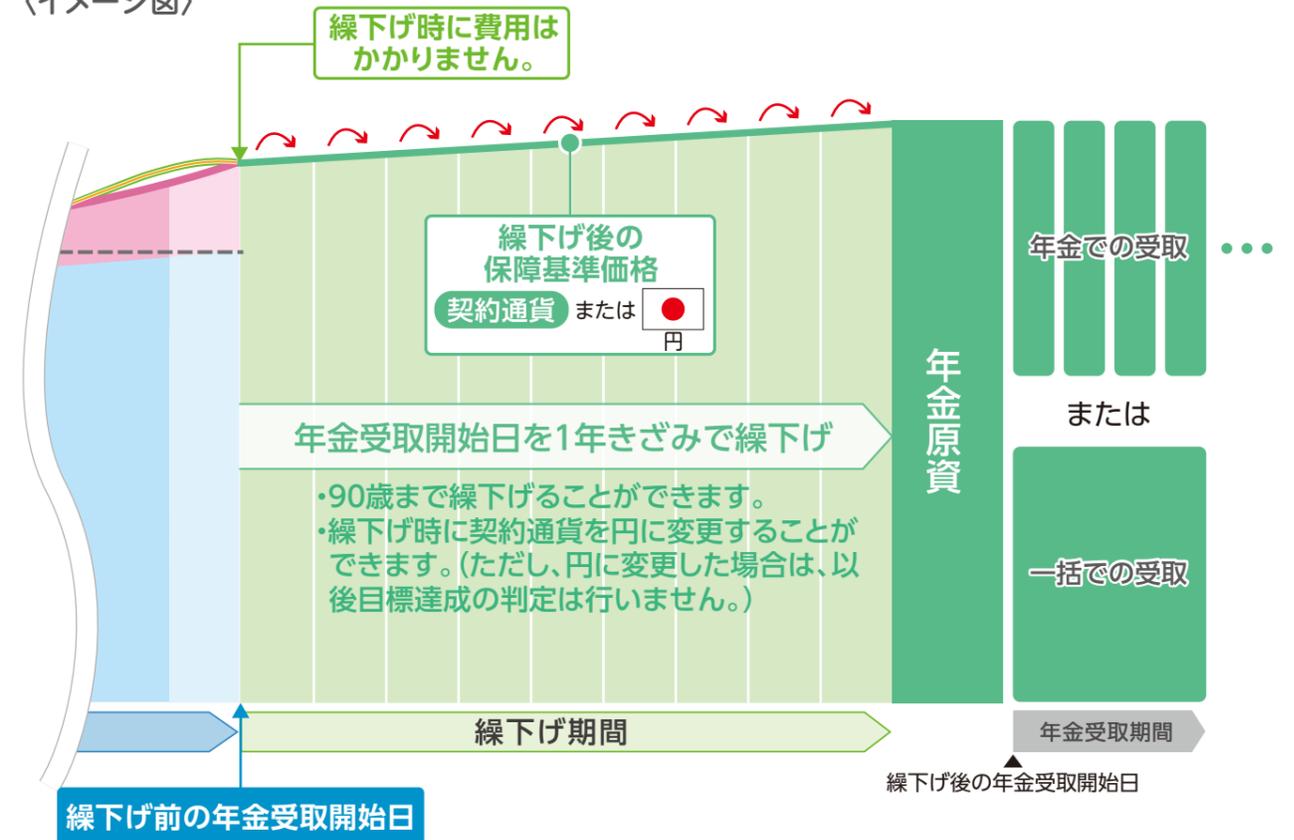
ご注意 ■ 将来受取る年金額は、年金原資(年金受取開始日の保障基準価格および年金受取開始日前日の積立金額の合計額)および年金受取開始日の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
■ 年金受取期間中は、年金管理費が控除されます。
■ 年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の受取中に年金の一括受取をされる場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

繰下げプラン

年金受取開始日を1年きざみで繰下げること、お好きなときに年金の受取りを開始できます。

- 年金受取開始年齢が90歳になるまで、1年きざみで年金受取開始日を繰下げることができます。
- 繰下げ中は、いつでも将来に向かって年金のお受取りを開始できます。(解約控除はかかりません。)
- 繰下げ時に、契約通貨を円に変更することができます。(ただし、円に変更した場合は、以後目標達成の判定は行いません。)
- 繰下げ期間中に被保険者が亡くなられた場合は、亡くなられた日の保障基準価格相当額をお受取りいただけます。
- 繰下げ期間中に解約する場合は、解約日における保障基準価格が解約払戻金となります。(解約控除はかかりません。)

〈イメージ図〉



※上図は、繰下げプランをご理解頂くためのイメージ図です。また、繰下げ開始後の利率が同じ利率であると仮定しています。

ご注意 ■ 繰下げ後は特別勘定による運用を終了します。また、再度、特別勘定による運用に戻すことはできません。
■ 繰下げ後は、三井住友海上プライマリー生命所定の利率を適用して運用します。



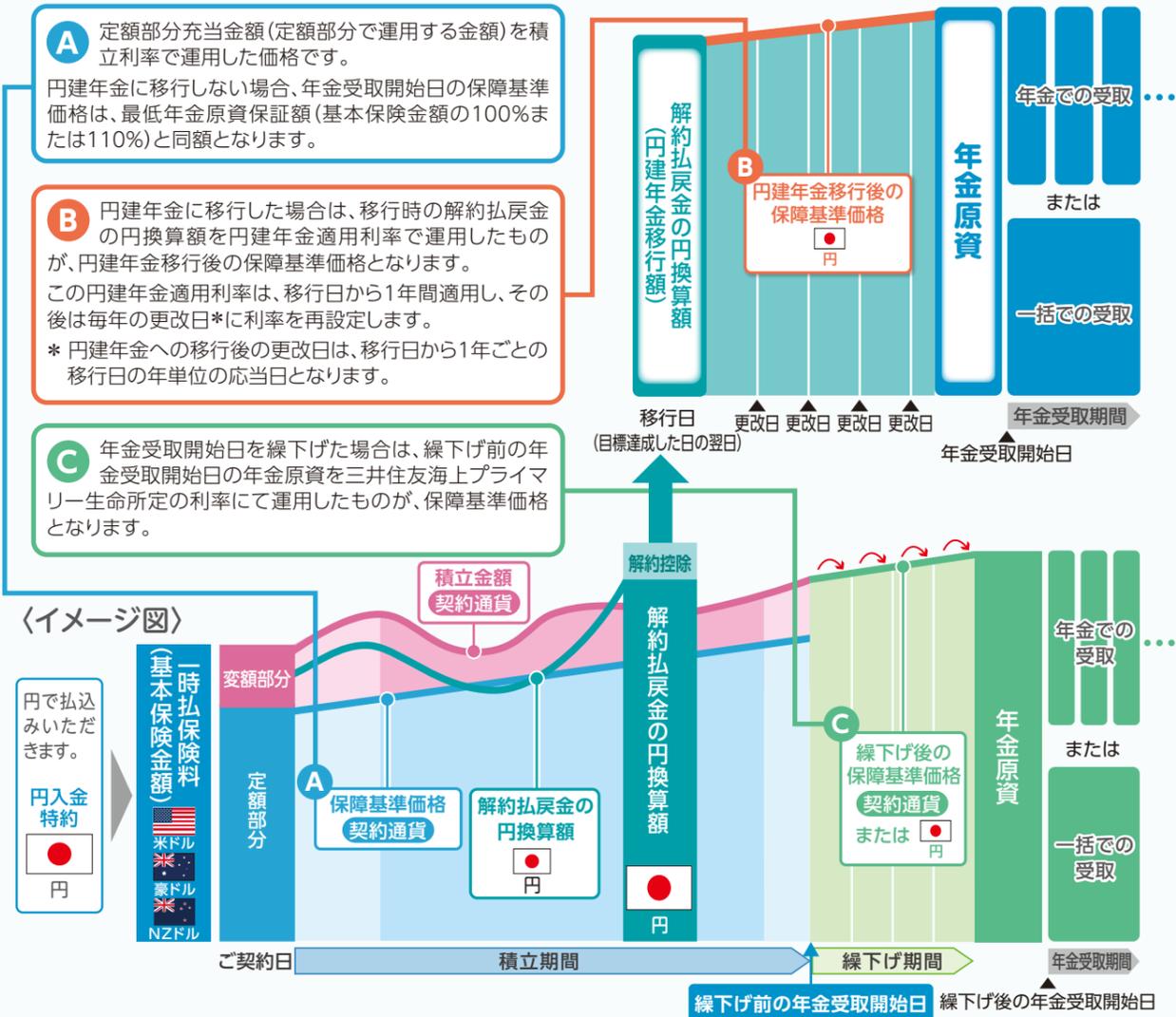
死亡保障

- 積立期間中に被保険者が亡くなられた場合、その時点の基本保険金額、保障基準価格(Aを参照)と積立金額の合計額、もしくは解約払戻金額のいずれか最も大きい額を死亡保険金としてお受け取りいただけます。
- 円建年金への移行後または年金受取開始日の繰下げ後、年金受取開始日前までに被保険者が亡くなられた場合、死亡保険金としてその時点の保障基準価格(B・Cを参照)をお受け取りいただけます。
- 契約通貨でのお受け取りとなりますが、円支払特約の付加により、円でお受け取りいただくことができます。
- 死亡保険金は、一括でのお受け取りのほか、遺族年金支払特約を付加することで年金形式(確定年金:5年、10年、15年、20年、25年、30年)でお受け取りいただくこともできます。

ご注意

- 死亡保険金を円でお受け取りいただく場合、為替相場の変動により、換算後の死亡保険金額が、ご契約時にお申し込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。
- 責任開始日(契約日)から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または死亡保険金受取人の故意により被保険者を死亡させた場合等の免責事由に該当するときは、死亡保険金のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

ご参考：保障基準価格の考え方



※上図は保障基準価格の考え方をご理解いただくためのイメージ図です。

遺族年金支払特約

死亡保険金を年金形式でお受け取りいただくこともできます。

- 年金のお受け取りは確定年金となります。(年金受取期間:5年・10年・15年・20年・25年・30年)
- この特約を付加していても、死亡保険金受取人からのお申し出により、全部または一部を一時金でお受け取りいただけます。

ご注意

- 遺族年金支払特約により受取る年金額は、年金基金の設定時における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- 遺族年金支払特約による年金の受取期間中は、年金管理費が控除されます。

【お取扱いについての留意事項】

- 年金額が10万円未満となる場合、一括でのお受け取りとなり、ご契約は消滅します。
- 年金額が3,000万円を超える場合は、年金額は3,000万円となります。3,000万円を超える部分の年金原資相当額は一時金として第1回年金受取日にお受け取りいただけます。

指定代理請求特約

被保険者が年金等をお受け取りになる方(年金受取人)である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情がある場合、契約者(権利を承継された後は、年金受取人)によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができる特約です。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

指定代理請求人

- 年金受取人が年金等を請求する意思表示ができない場合等に、年金受取人にかわって年金等を請求できる方です。
- ※ 被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ指定することができます。
- ※ 指定代理請求人は、年金等のご請求のみ可能で、ご契約内容の変更(年金種類の変更等)のご請求を行うことはできません。

たとえばこんなとき・・・

- ・年金受取人が傷害や疾病で寝たきり状態となり、意思表示できなくなった。
- ・年金受取人が高齢で認知症等になり、意思表示できなくなった。

指定されていないと

年金等の請求手続きは**年金受取人**からの請求が必要です。そのため、本人が意思表示できない場合、**年金等の請求手続きが難しくなります。**

指定されていれば

指定代理請求人からの請求により、スムーズに年金等を受取ることができます。
※ 指定代理請求人名義の口座を年金の振込口座に指定することもできます。

- 指定代理請求人は、次の範囲から1名指定できます。

- 年金受取人の配偶者
- 年金受取人の直系血族(子、孫、父母、祖父母など)
- 年金受取人の3親等以内の親族(兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪など)

※その他上記以外で特別な事情がある方として、三井住友海上プライマリー生命が認めた方

その他のお取扱いについて



後継年金受取人指定制度

年金をお受取りになる方(年金受取人)が権利を承継された後に亡くなられた場合に備え、後継年金受取人を、事前に指定することができる制度です。なお、後継年金受取人のご指定は1名のみとなります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

後継年金受取人

- 年金受取人が年金受取期間中に死亡された場合に、年金受取人の権利を引継ぐ方です。あらかじめ指定することで、年金種類に応じて年金または死亡一時金を受取ることができます。

たとえばこんなとき・・・

- ・年金受取人が年金受取期間中に死亡された。

指定されていないと

年金または死亡一時金を受取る権利の承継順位は次のとおりです。

- ①被保険者
- ②被保険者の配偶者
- ③年金受取人の法定相続人

そのため、**遺したい方に遺せないかもしれません。**

指定されていれば

後継年金受取人が年金または死亡一時金を受取ることができます。

- 後継年金受取人は、次の範囲から1名指定できます。



年金のお受取りについて

- * 年金の受取手続き
年金受取開始日の約2か月前に、ご契約者宛に年金受取請求に関するご案内を送付させていただきます。
- * 年金の振込み
年金受取日の翌日からその日を含めて5営業日以内にご指定の口座にお振込みいたします。
※年金のお受取りについては、2025年10月1日現在の内容について記載しておりますが、今後変更となる可能性があります。

諸費用について

この保険に係る費用についての詳細は、P.35～37をご覧ください。

解約について

解約についての詳細は、P.31～33をご覧ください。

税金について

この保険に関する税金のお取扱いについての詳細は、P.45～46をご覧ください。

ご契約および各種お取扱いについて



契約通貨		米ドル	豪ドル	NZドル
積立期間	10年	○	○	○
	15年	○	○	—
	20年	○	○	—
	※【○】と記載している場合でも、市場環境の影響等により、契約日時点でお取扱いできない場合があります。			
一時払保険料	最低	200万円(1万円単位)		
	最高	5億円		
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	積立期間	10年	0歳～80歳	
		15年	0歳～75歳	
		20年	0歳～70歳	
保証率		100%、110%* *契約通貨、積立期間によりご選択いただけない場合があります。		
契約日		一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日		
契約者		被保険者の3親等以内の血族または配偶者		
死亡保険金受取人		被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族		
年金受取人		被保険者もしくは契約者		
年金種類	年金種類と年金受取開始年齢の範囲	【確定年金(年金受取期間:5、10、15、20年)】 1歳～90歳 【年金総額保証付終身年金】 50歳～90歳		
保険料の払込方法		一時払のみ		
クーリング・オフのお取扱い		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。 クーリング・オフ制度についての詳細は、P.39～40をご覧ください。		
付加される特約	円建年金移行特約	移行方法	次のいずれかの方法で移行することができます。 ①契約日から1年経過以後、年金受取開始日前日までにご契約者の申し出があった場合 ②解約払戻金の円換算額が設定された目標額以上となった場合(自動移行)	
		目標値の設定	120%から200%まで1%きざみで自由に設定できます。目標値を設定しないこともできます。	
		目標額	目標額=円入金額(円換算基本保険金額)×目標値(%)	
		目標達成の判定	契約日から1年経過以後、年金受取開始日の2か月前まで毎営業日目標達成の判定を行います。	
	円入金特約		一時払保険料を円で入金いただきます。	
主な付加特約	円建年金支払特約		年金受取開始時に年金原資を円に変更し、年金をお受取りいただきます。	
	円支払特約		死亡保険金、解約払戻金などを円で受取ることができます。	
	遺族年金支払特約		保険金の全部または一部を、一括でのお受取りにかえて年金形式で受取ることができます。	
	指定代理請求特約		あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。	

の年金受取開始日	繰下げ期間	1年
	繰下げ可能年齢	繰下げ後の年金受取開始日における被保険者の年齢が90歳まで1年きざみで繰下げできます。
	通貨の転換	繰下げ時に契約通貨を円に換えることができます。
増額	お取扱いいたしません。	
一部解約	お取扱いいたしません。	
後継年金受取人指定制度	年金受給権などの年金受取人の権利を承継する方(後継年金受取人)を、事前に指定することができる制度です。契約時に被保険者の同意を得て、下記の範囲で指定することができます。(1名のみ指定可) 【ご指定範囲】①被保険者 ②被保険者の配偶者 ③年金受取人の3親等以内の親族または6親等以内の血族 ※年金受取人死亡時に、後継年金受取人が指定されていない場合もしくは後継年金受取人が既に亡くなっている場合、次の順位で後継年金受取人とみなします。 ①被保険者 ②被保険者の配偶者(①の該当がない場合) ③年金受取人の法定相続人(①②の該当がない場合)	

※同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の変額商品のご契約がある場合、基本保険金額は、合算して5億円を超えることができません。なお、既契約の換算レートはその保険料受領日時点のレートを適用します。

積立利率・為替レートのお問合わせ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

- 積立利率** 定額部分で運用する金額および保障基準価格を計算する際に適用される利率です。
- 指標金利** 積立利率の設定に際して参考にするほか、解約等の際の市場調整額の計算に用いられる金利です。
- 為替レート** 保険料を円で入金する際の為替レート*は、三井住友海上プライマリー生命が定めます。

* 通貨ごとに、米ドル(USD):午前10時30分以降、豪ドル(AUD):午前11時00分以降、NZドル(NZD):午前11時00分以降よりご案内しております。

三井住友海上プライマリー生命

フリーダイヤル
0120-125-104

最新の積立利率・
為替レートはこちら▶



※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。詳しくは、三井住友海上プライマリー生命までお問い合わせください。



「サンキューコール」実施のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、お客さまにより良いサービスをご提供させていただくため、ご契約のお礼、およびご契約いただいた保険の内容の確認を電話にて行う「サンキューコール」を実施しており、ご契約の成立後に、三井住友海上プライマリー生命よりご連絡させていただくことがあります。趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。



お客さまサポート

ご契約後、以下のサービスをご利用いただけます。

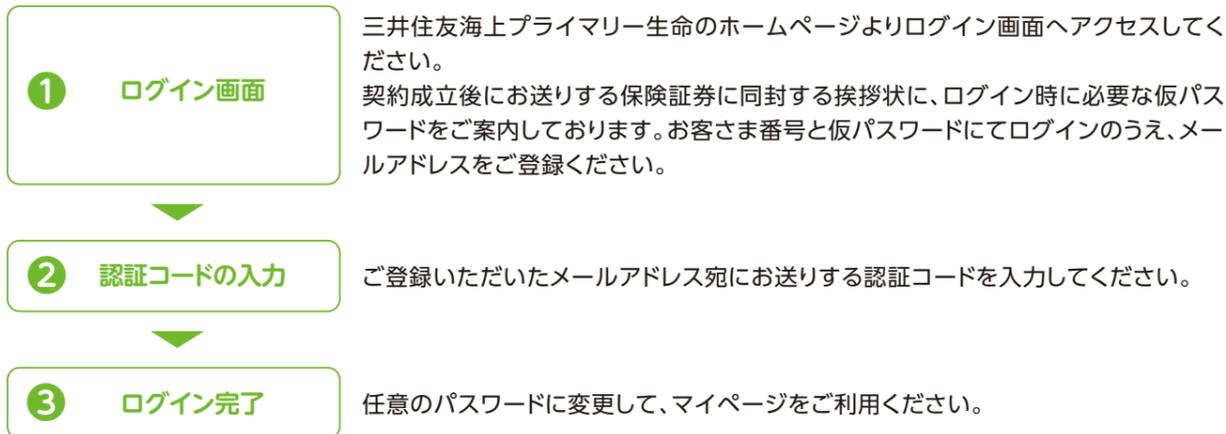
ホームページ プライマリー生命マイページ

- ご契約内容の照会
- 住所変更
- 生命保険料控除証明書の再発行
- ユニットプライス(特別勘定の基準価額)の照会 等

本サービスは、ご契約後に下記ホームページからご利用いただけます。

三井住友海上プライマリー生命ホームページ
<https://www.ms-primary.com>

【ご利用までの流れ】



※仮パスワードがお手元がない場合や不明な場合は、新規ご登録画面へアクセスしてください。仮パスワードの発行ができます。

お電話 ご契約者さま専用ダイヤル

- ご契約内容の照会・変更
- 各種お手続きのご案内・各請求書類のお取り寄せ
- ユニットプライス(特別勘定の基準価額)の照会

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター
 フリーダイヤル **0120-142-605**
 (一緒に 老後)

受付時間
 月曜日～金曜日
 (祝日・年末年始を除く)
 午前9時～午後5時

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問合わせください。
 ※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。

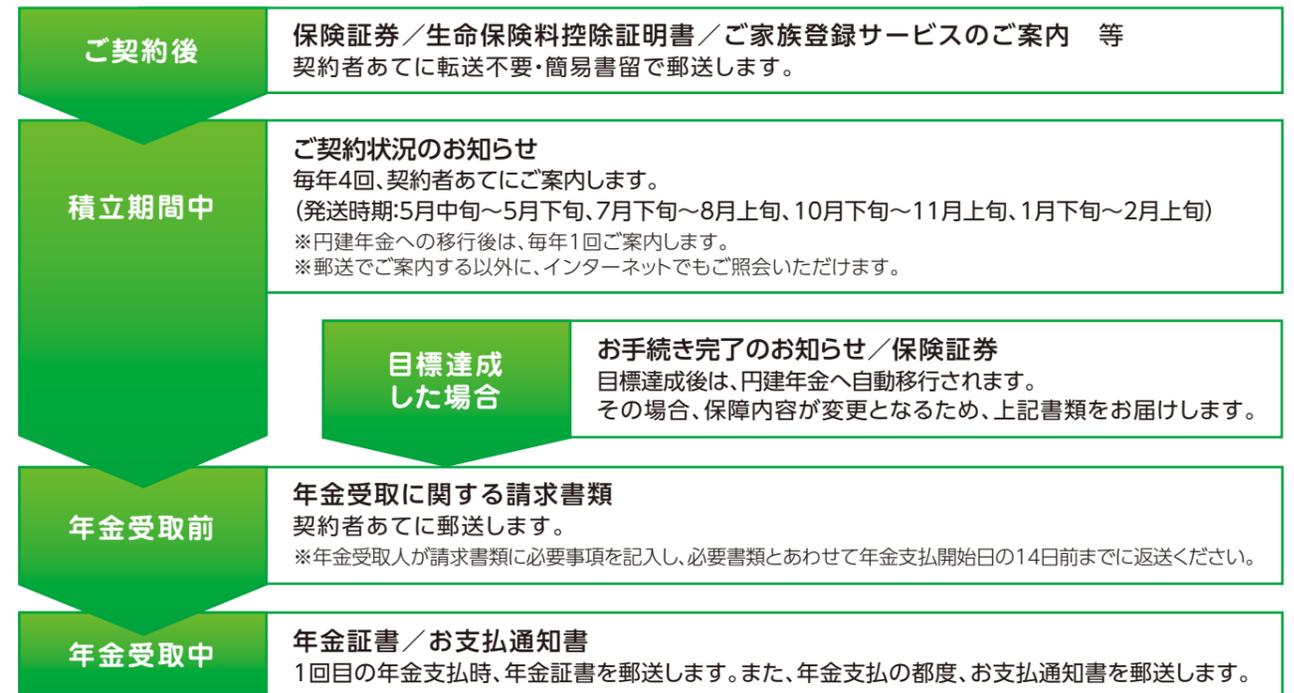
ご家族登録サービス



契約者等によるご契約内容等の照会が困難になった場合にそなえ、ご家族の方をご登録いただくことで、そのご家族からも**ご契約内容の照会**が可能となるサービスです。ご登録は無料です。
 ご家族は、戸籍上の配偶者・3親等以内の親族の中から**契約者1名につき1名のみ**をご登録いただけます。(国内居住の方、成人に限ります。)

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。



目標達成した場合

お手続き完了のお知らせ／保険証券
 目標達成後は、円建年金へ自動移行されます。
 その場合、保障内容が変更となるため、上記書類をお届けします。

※記載の内容は、2025年10月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供しています。

*ご契約内容や各種情報を確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

●ご契約状況のお知らせWebのご登録方法

- ・プライマリー生命マイページよりご登録いただけます。
- ・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。

ご契約状況のお知らせWeb



※ご登録後、郵送通知に戻す場合はプライマリー生命マイページからお手続きください。

詳しくは、三井住友海上プライマリー生命ホームページをご確認ください。

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

1 この保険のしくみについて

この保険は、契約通貨（米ドル・豪ドル・ニュージーランドドル）をご選択いただき、一時払保険料をご契約時の積立利率により運用する定額部分と、投資信託等を主な投資対象とする特別勘定で運用する変額部分に分けて契約通貨建てで運用し、年金支払開始日以後、円で年金をお支払いするしくみの一時払の生命保険商品です。

『ハッピーロード』の正式名称は、円建年金移行特約付通貨選択型定額部分付変額個人年金保険です。

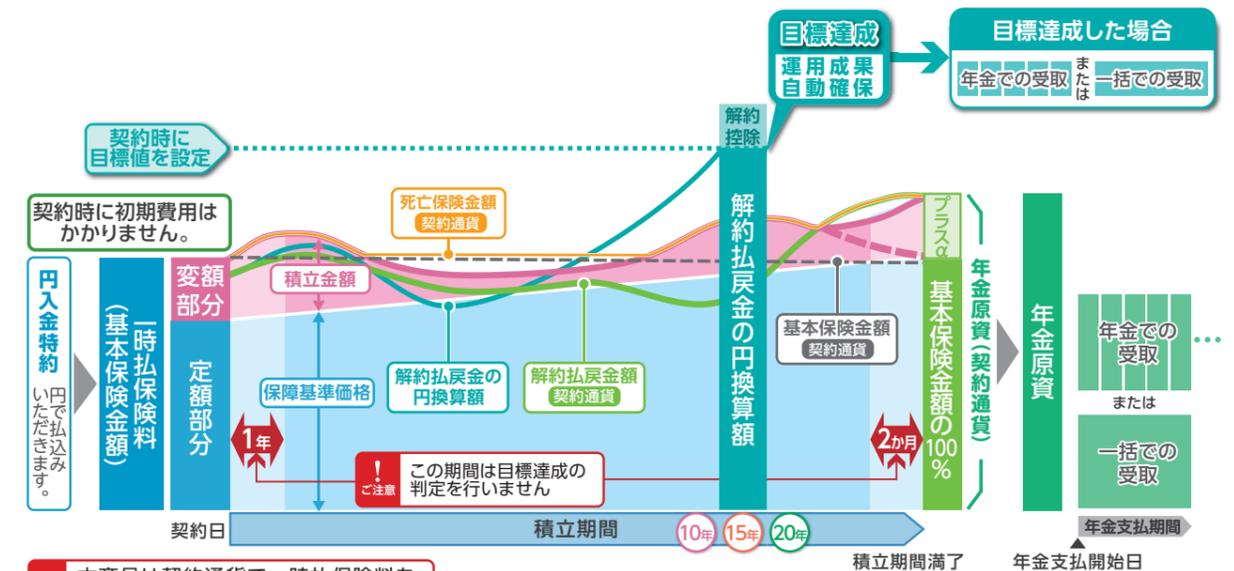
- 年金支払開始日の年金原資は、契約通貨および積立期間に応じて、基本保険金額の100%または110%を最低保証します。
- 契約時に目標値を設定いただくことで、運用成果を自動確保します。
- 積立期間中に被保険者が死亡した場合、死亡保険金として、基本保険金額の100%以上を保証します。

なお、ご契約時にご選択いただいた契約通貨、積立期間、最低年金原資保証の保証率は、以後変更することはできません。

この保険は、為替相場の変動や市場金利の変動等により、保険金等の受取時に損失が生じるおそれがあります。

※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.38の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

【最低年金原資保証が基本保険金額の100%の場合のイメージ図】



※ 本商品は契約通貨で一時払保険料を入金することができません。円入金特約を付加して円で入金いただけます。

※ 上図はイメージ図であり、死亡保険金額、積立金額等を保証するものではありません。実際の死亡保険金額、積立金額等は運用実績に応じて変動(増減)します。
※ 上図は、積立期間中に解約がなかった場合のものであります。

2 運用成果の自動確保について

- ご契約時に目標値を設定いただくことで、契約日からその日を含めて1年経過以後、年金支払開始日の2か月前まで*の積立期間中に解約払戻金の円換算額が目標額（円で払込みいただいた保険料に目標値を乗じた額）以上となった場合（目標達成した場合は、解約払戻金の円換算額を目標達成した日の翌日に円建年金へ自動移行します。なお、特別勘定による運用は終了します。
<*> 年金支払開始日（年金支払開始日を繰下げた場合は、繰下げ後の年金支払開始日）の2か月前における契約日の月単位の応当日の前日までとします。ただし、繰下げ時に円に変更した場合は、以後目標達成の判定は行いません。
 - ・ 目標値は、円で払込みいただいた保険料に対する割合（%）で、120%～200%の間で自由に設定いただけます。また、目標値を設定しないこともできます。
 - ・ 円建年金への移行前であれば、目標値の設定、変更、解除をすることができます。
- 目標達成によらず契約日からその日を含めて1年経過以後、年金支払開始日前までであればいつでも、契約者のお申し出により特別勘定による運用を終了し、解約払戻金の円換算額を円建年金へ移行することができます。



- ・ 円建年金への移行後に、再度、特別勘定による運用に戻すことはできません。また、外貨建年金保険に戻すこともできません。
- ・ 契約日から10年未満に円建年金に移行する場合には、解約控除がかかります。
- ・ 契約者のお申し出により円建年金へ移行する場合には、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、円建年金移行額となる解約払戻金の円換算額が円入金額（円換算基本保険金額）を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

3 特別勘定の種類と運用方針等について

- 特別勘定の種類と特別勘定の運用方針は三井住友海上プライマリー生命が定めます。また、これらについては今後変更することがあります。特別勘定は、投資信託等を主な投資対象とし、その組入比率は原則高位を維持しますが、保険契約の異動等に備え一定の現預金等を保有することがあります。
- この保険では、1つの特別勘定で構成される特別勘定群を、1または2以上設定しています。この保険の特別勘定群は、契約通貨に応じて米ドル「JB型」、豪ドル「JD型」、NZドル「JE型」です。



ご注意

一時払保険料のうち変額部分については、ご契約の申込日からその日を含めた8日目のユニットプライスを基準として翌日に特別勘定に繰入れられます。ただし、承諾日(三井住友海上プライマリー生命が保険契約のお引受けを決定した日)が申込日からその日を含めた8日目の翌日以降となる場合には、承諾日のユニットプライスを基準として翌日に繰入れられます。

特別勘定の評価方法について

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金の増減に反映させます。
- 特別勘定資産の評価方法は次のとおりです。ただし、この評価方法については、将来変更されることがあります。
 - ① 有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱いが適当とされる資産については、時価<*>により評価するものとします。
 - ② ①以外の資産については、原価法によるものとします。
 - ③ 為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、時価<*>により評価を行い、評価差額を損益に計上します。

<*> 時価については、三井住友海上プライマリー生命が評価日に合理的な方法により入手できる価格を使用します。なお、評価日の価格が把握困難な場合、前日の価格を使用します。

特別勘定の種類と運用方針

- 特別勘定の種類、特別勘定の運用方針、および主な投資対象となる投資信託等は、以下のとおりです。

契約通貨	特別勘定群	種類	特別勘定の名称	主な投資対象となる投資信託	運用方針	運用会社	資産運用関係費(消費税込)
米ドル	JB型	バランス型 08	米ドル バランス	VAリスクコントロール型バランスオープン・米ドルコース	実質的に国内外の株式・債券等に分散投資を行うことにより、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	年率 0.22% 程度
豪ドル	JD型		豪ドル バランス	VAリスクコントロール型バランスオープン・豪ドルコース			
NZドル	JE型		NZドル バランス	VAリスクコントロール型バランスオープン・NZドルコース			

この「契約概要」に記載の特別勘定に関する事項は、概要を示しております。特別勘定に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。
この保険の運用実績(ユニットプライスの騰落率等)については、三井住友海上プライマリー生命のホームページの「ユニットプライス」「特別勘定運用レポート」のページでご確認いただけます。

4 積立利率について

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。また、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- 契約日に適用される積立利率は、契約通貨、積立期間に応じて異なり、積立期間中に変更されることはありません。
- 積立利率は、契約通貨および積立期間に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。
※ 詳細については、「注意喚起情報」P.35の「1. 諸費用に関する事項の概要について」をご確認ください。
- 将来の死亡保険金、解約払戻金および年金を受取る際の定額部分における基準となる保障基準価格は、一時払保険料の定額部分充当金額に、積立利率を適用して経過した期間により計算します。
- 積立利率は、年金支払開始日における保障基準価格の定額部分充当金額に対する実質的な利回り(年複利)と同じになります。なお、解約した場合に支払われる定額部分の解約払戻金の利回りを保証するものではありません。

5 保障の内容について

死亡保険金

- ・ 積立期間中に被保険者が死亡された場合、その時点の基本保険金額、保障基準価格と積立金額の合計額、もしくは解約払戻金額のいずれか最も大きい額を死亡保険金としてお受取りいただけます。
- ・ 円建年金への移行後または年金支払開始日の繰下げ後、年金支払開始日前までに被保険者が亡くなられた場合、死亡保険金としてその時点の保障基準価格をお受取りいただけます。
- ・ 契約通貨でのお受取りとなりますが、円支払特約の付加により、円でお受取りいただけます。
- ・ 死亡保険金は、一括でのお受取りのほか、遺族年金支払特約を付加することで年金形式(確定年金:5年、10年、15年、20年、25年、30年)でお受取りいただくこともできます。



免責事由に該当するときは、死亡保険金のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

6 年金支払と繰下げについて

1. 年金受取

年金の受取方法として次の中からご選択いただけます。また、年金種類の変更および年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りもご選択いただけます。

● 確定年金【年金支払期間：5年、10年、15年、20年】

設定された期間中、毎年定額の年金をお受取りいただくことができます。年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金<*>としてお受取りいただくことができます。

● 年金総額保証付終身年金

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生お受取りいただくことができます。また、被保険者が死亡された場合でも、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引続きお受取りいただくことができます。死亡一時金はありません。

<*> 死亡一時金のお受取りにかえて、確定年金の場合は年金支払期間満了まで引続き年金としてお受取りいただけます。

- ・ 将来受取る年金額は、年金原資〔年金支払開始日の保障基準価格および年金支払開始日前日の積立金額の合計額〕および年金支払開始日における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。



- ・ 年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の支払中に年金の一括受取をされる等の場合には、受取総額が年金原資を下回る場合があります。
- ・ 年金受取開始時に、年金原資は年金支払開始日における三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートを用いて円換算されます。そのため、為替相場によって損失が生じるおそれがあります。

2. 繰下げ

年金支払開始日を1年単位で繰下げることができます。(繰下げ後の年金支払開始日における被保険者の年齢が90歳まで継続して繰下げができます。)

年金支払開始日を繰下げた場合は、繰下げ前の年金支払開始日の年金原資を三井住友海上プライマリー生命所定の利率にて運用したものが、保障基準価格となります。



繰下げ後は特別勘定での運用を終了します。また、再度、特別勘定による運用に戻すことはできません。

7 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

8 特約について

主契約に付加されている特約

● 円建年金移行特約

契約日より1年経過以後、年金支払開始日の2か月前までの積立期間中に解約払戻金の円換算額が目標額以上となった場合、解約払戻金の円換算額を目標達成した日の翌日に円建年金に移行します。

● 円入金特約

円で受領した一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領する日<*>における所定の為替レートを用いて外貨(米ドル/豪ドル/ニュージーランドドル)に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 円建年金支払特約

外貨建の年金契約について、年金支払開始日以後の契約通貨を円とし、年金等を円によりお受取りいただけます。年金原資を年金支払開始日における所定の為替レートを用いて円換算します。

主契約に付加できる特約

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお受取りにかえて年金形式でお受取りいただけます。

● 円支払特約

死亡保険金、解約払戻金等を円でお受取りいただけます。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日<*>における所定の為替レートとなります。

● 指定代理請求特約

被保険者と同一人である保険金等の受取人が、傷害または疾病により保険金等を請求する意思表示ができない、またはそれに準じる状態の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が、保険金等の受取人にかわって保険金等を請求することができます。

<*> その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

9 ご契約のお取扱いについて

契約通貨		米ドル	豪ドル	NZドル
積立期間	10年	○	○	○
	15年	○	○	—
	20年	○	○	—
※ 【○】と記載している場合でも、市場環境の影響等により、契約日時点で取扱いを行っていない場合があります。				
一時払保険料	最低	200万円(1万円単位)		
	最高	5億円		
契約年齢 (契約日における 被保険者の 満年齢)	積立 期 間	10年	0歳~80歳	
		15年	0歳~75歳	
		20年	0歳~70歳	
年金支払開始年齢		確定年金:1歳~90歳 年金総額保証付終身年金:50歳~90歳		
年金支払期間		確定年金:5・10・15・20年/ 年金総額保証付終身年金:終身		
保険料の払込方法		一時払のみ		
目標値の設定		120%~200%(1%きざみ) ※ 目標値を設定しないこともできます。		
年金支払開始日の繰下げ		1年 ※ 繰下げ後の年金支払開始日における被保険者の年齢が90歳まで1年きざみで繰下げできます。		
年金額	最低	1,000ドル、10万円		
	最高	3,000万円(円支払特約レートで換算)		
増額		お取扱いいたしません		
一部解約		お取扱いいたしません		

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の変額商品のご契約がある場合には、合算して5億円を超えることができません。なお、既契約の換算レートはその保険料受領日時点のレートを適用します。

※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。

※ この保険の保険期間は、積立期間と年金支払期間の2つからなります。

10 解約払戻金について

- 年金支払開始日前であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、この保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格(定額部分)と積立金額(変額部分)の合計金額により、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差引いた金額となります。
- 解約時の払戻金額は、次のとおり計算されます。

$$\text{解約払戻金額} = \text{①市場調整価格(定額部分)} + \text{積立金額(変額部分)} - \text{②解約控除額}$$

$$\text{①市場調整価格(定額部分)} = \text{A 解約日の保障基準価格}< *1 > - \text{B 市場調整額}$$

$$\text{B 市場調整額} = \text{A 解約日の保障基準価格}< *1 > \times \left\{ 1 - \frac{1+i< *2 >}{1+j< *3 >} \right\}^{\text{残存月数}< *4 >/12}$$

$$\text{②解約控除額} = \text{基本保険金額} \times \text{所定の解約控除率}< *5 >$$

市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。

- < * 1 > 保障基準価格とは、定額部分で運用する金額を積立利率で運用した価格です。
- < * 2 > iは、適用している積立利率の計算に用いた指標金利です。
- < * 3 > jは、解約日において、契約内容が同一の保険契約を新たに締結したと仮定した場合の指標金利です。
- < * 4 > 残存月数は、解約日から年金支払開始日までの期間を、月単位で計算します。(端数日は切上げます。)ただし、残存月数(解約日から年金支払開始日までの月数)が121か月以上の場合は、残存月数×0.5+60か月で計算します。
- < * 5 > 解約控除率については、P.37をご参照ください。

円建年金への移行後または年金支払開始日の繰下げ後の解約について

- 解約控除ならびに市場金利の変動状況を反映せず、解約日における保障基準価格が解約払戻金となります。



- ・ 解約払戻金額は、特別勘定の運用状況、上記の調整および控除により、一時払保険料を下回る可能性があります。
- ・ 一部解約の取扱いはありません。
- ・ 解約後は、以後の保障はありません。

【解約払戻金の例】

< 契約例 >

契約通貨：米ドル、積立期間：15年、積立利率：3.45%、契約日の指標金利：5.47%、保証率：100%、一時払保険料(基本保険金額)：12.5万米ドル、定額部分：60.12%、変額部分：39.88%

(単位：米ドル)

経過年数	基本保険金額	変額部分の運用実績ごとの解約払戻金額 (定額部分+変額部分-解約控除額)			
		▲2%	±0%	+2%	+4%
1年	125,000	119,846	120,843	121,840	122,837
2年	125,000	122,301	124,275	126,289	128,342
3年	125,000	124,869	127,800	130,851	134,024
4年	125,000	127,550	131,420	135,529	139,887
5年	125,000	130,351	135,140	140,328	145,939
6年	125,000	133,272	138,962	145,251	152,187
7年	125,000	136,317	142,890	150,301	158,638
8年	125,000	139,489	146,928	155,485	165,300
9年	125,000	142,792	151,079	160,804	172,179
10年	125,000	146,229	155,347	166,263	179,285
11年	125,000	149,054	158,987	171,118	185,877
12年	125,000	152,021	162,752	176,123	192,711
13年	125,000	155,135	166,648	181,283	199,799
14年	125,000	158,397	170,677	186,602	207,148
15年	125,000	161,815	174,846	192,086	214,770

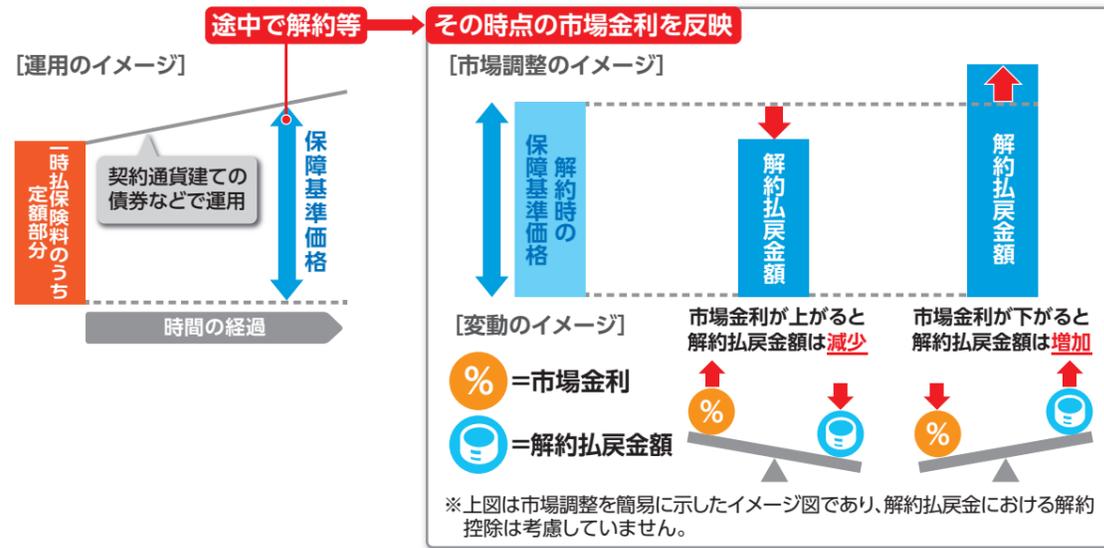
- ※ この例表の数値は、基本保険金額を12.5万米ドルとし、例示の運用実績が期間中一定(▲2%、±0%、+2%、+4%)で推移したものと仮定して計算したもので、将来のお支払いをお約束するものではありません。
- ※ 例示の運用実績は変額部分の運用実績を示しています。
- ※ 例示の運用実績(▲2%、±0%、+2%、+4%)は、上限または下限を示すものではありません。したがって実際の運用実績は▲2%を下回る場合も、+4%を上回る場合もあります。
- ※ 例示の運用実績(▲2%、±0%、+2%、+4%)は、保険関係費と資産運用関係費を控除した後の数値です。
- ※ 契約日から解約日までの年数が10年未満の場合には、経過年数に応じて解約控除額が差引かれます。なお、上記解約払戻金額は、解約控除後の数値です。
- ※ 例表の金額は、1米ドル未満を四捨五入しています。
- ※ この例表は目標値を設定していない場合の数値が表示されています。
- ※ 契約通貨はあくまで例であり、特定の通貨を推奨するものではありません。



定額部分について市場調整を行うことや、変額部分を特別勘定で運用することから、年金原資や死亡保険金額、解約払戻金額が変動(増減)します。

【市場調整について】

- この保険の定額部分は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変化を、解約払戻金に反映します。
- このしくみを、「市場調整」といいます。



13 金銭の授受について

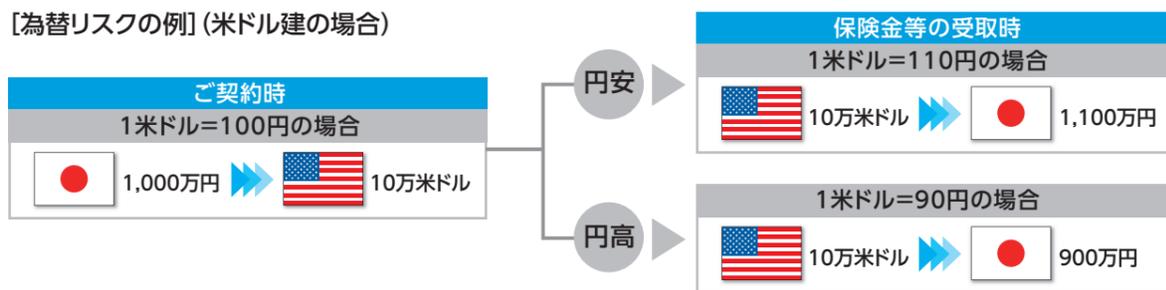
この保険に係る金銭の授受は、一時払保険料の入金と年金のお受取りは原則として円で、積立期間中の死亡保険金等のお受取りは原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

11 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.35の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

12 為替リスクについて

死亡保険金、解約払戻金等を円でお受取りになる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.38の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

注意喚起情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に、運用に関する事項は「**特別勘定のしおり**」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要について

この保険に係る費用の合計は、以下の費用の合計となります。

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 積立期間中にご負担いただく費用

■ 定額部分

積立期間中に定額部分に適用される積立利率は、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。したがって、積立期間中にご負担いただく費用はありません。なお、この積立利率は、契約日および契約通貨ならびに積立期間によって異なります。

※ 保険関係費とは、死亡保障に備えるための死亡保障費率、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

※ 指標金利および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認ください。

■ 変額部分

項目	費用	時期
保険関係費	積立金額に対して年率1.85%	左記の年率の1/12を乗じた金額を特別勘定繰入日の月単位の応当日末に控除
資産運用関係費	特別勘定の資産残高に対して年率0.22%程度(消費税込)	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除

※ 資産運用関係費は信託報酬等を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の費用・税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用が発生する場合は、特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

※ 資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・ 保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・ 一時払保険料を円で入金する場合と、保険金等を円で受取る場合または円建年金へ移行する場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM + 50 銭
保険金等を円で受取る場合または円建年金へ移行する場合の円支払特約レート	TTM - 50 銭

※ 仲値 (TTM) は、三井住友海上プライマリー生命所定の金融機関が公表する値となります。

● 解約・円建年金への移行時にご負担いただく費用

契約日から解約日または円建年金への移行日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じて基本保険金額に解約控除率を乗じた金額（解約控除額）が市場調整価格および積立金額の合計額から差引かれます。なお、円建年金への移行後に解約する場合は解約控除の適用はありません。

■ 契約日からの経過年数ごとの解約控除率

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3.0%
6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上	
2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	0%	

● 年金支払期間中にご負担いただく費用 (遺族年金支払特約による年金支払期間中も含まれます。)

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。



2. この保険のリスクについて

● 為替リスクについて

死亡保険金や解約払戻金等（以下、保険金等）を円で受取る場合、為替相場の変動により、換算後の保険金等の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

● 市場リスクについて

<変額部分>

特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお取りになる合計額がお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

<定額部分>

解約または円建年金へ移行する場合、運用資産（債券等）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより、解約払戻金がお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

3

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません

契約者、被保険者、保険金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込みはできません。

- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

4

この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除(以下、お申込みの撤回等)をすることができます。

【書面によるお申出】

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

<郵送先>

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

<記入内容>

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由(任意)	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号(日中連絡先)	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者(申込者)フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者(申込者)氏名(自署)	⑫保険 太郎

【電磁的記録によるお申出】

電磁的記録(申出フォーム)によるお申込みの撤回等は、お手続きの受付完了画面が表示された時に効力が生じます。三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問い合わせ」にある「クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)」内の「クーリング・オフ申出フォームによるお手続き」よりお申出ください。

お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払込みいただいた金額を全額返還いたします。

次の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。

- ・ お申込者またはご契約者が法人(会社)の場合、または個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合

お申込みの撤回等の書面の投函または電磁的記録によるお申出と行違いに保険証券が到着した場合や、お申込みの撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター(お問合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。)
フリーダイヤル 0120-142-605
受付時間:月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時~午後5時

5

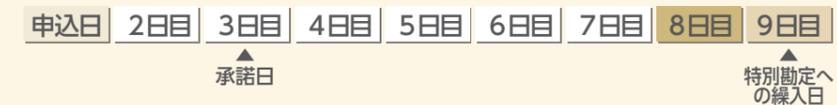
責任開始期等・生命保険募集人の権限について

お申込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを決定(承諾)した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

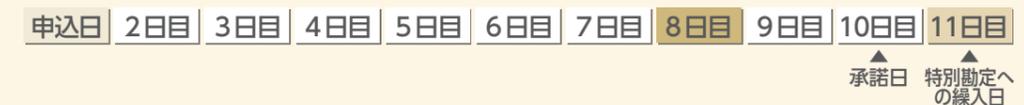
一時払保険料のうち、定額部分充当金額を控除した金額を、申込日からその日を含めた8日目のユニットプライスを基準として、その翌日に特別勘定へ繰入れます。ただし、承諾日が申込日からその日を含めた8日目の翌日以後となる場合には、承諾日のユニットプライスを基準として、その翌日となります。

【特別勘定への繰入れ】

<承諾日が申込日から8日目までの場合>



<承諾日が申込日から8日目の翌日以後の場合>



生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

6 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または保険金等の受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときは、保険金等のお支払いができません。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人（年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

7 解約と解約払戻金について

年金受取開始日前であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

解約払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格（定額部分）と積立金額（変額部分）の合計金額より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差引いた金額となります。なお、円建年金への移行後に解約する場合、解約控除の適用はありません。

定額部分は市場金利に連動した市場調整を行うこと、また、変額部分は特別勘定による運用により変動（増減）しますので、株価の下落や為替の変動等の投資リスクがあることにより、解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。（解約払戻金には最低保証はありません。）解約払戻金の運用実績ごとの推移については、「[ご契約のしおり・約款](#)」の列表をご確認ください。

契約日から解約日までが10年未満の場合、契約日からの経過年数に応じて解約控除額が差引かれます。詳細につきましては、「[契約概要](#)」P.31の「10.解約払戻金について」をご参照ください。

8 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構（TEL:03-3286-2820）までお問い合わせください。

9 為替リスクについて

為替リスクについては、P.38の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

10 預貯金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預貯金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

11 特別勘定に属する資産の種類、評価方法、および運用方針について

特別勘定に属する資産の種類、評価方法、および運用方針については、当冊子の「[契約概要](#)」をご確認ください。また、資産運用に関する事項の詳細については、「[特別勘定のしおり](#)」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

12 その他のご注意いただきたい事項について

■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しております。

■ お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、運用実績等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしておりません。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしておりません。

- ・ **被保険者が入院中の場合**
次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。
 - (1) 継続入院中の一時帰宅
 - (2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
 - (3) 申込日以降の入院予定や検査入院
 - (4) 余命宣告を受けた場合
 - (5) 特別養護老人ホームおよび医療施設に準ずる施設(介護医療院、介護老人保健施設)に入所中もしくは入所予定
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

13 保険会社の商号と住所等について

商号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

14 税金のお取扱いについて

この保険は、次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取扱いいたします。円での入出金においては、円での実額基準とします。外貨での出金においては、表中のとおりとします。

科目	円換算日	円換算時為替レート
解約払戻金	請求受付日	対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)
死亡保険金	支払事由の発生日 (相続税の対象となる場合)	対顧客電信買相場 (TTB)
	死亡保険金の支払日 (所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)

※ 円支払特約を付加した場合の解約払戻金および死亡保険金は、三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートによる円換算額を基準とします。

● 一時払保険料の税務

お申込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除＜*1＞」の対象となります。
 ＜*1＞ 保険料の支払方法が一時払の個人年金保険の場合、「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対し以下のとおり課税されます。

年金種類	契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合
確定年金	20%源泉分離課税	
年金総額保証付終身年金	所得税（一時所得）+住民税	

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税＜*2＞
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）+住民税
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

＜*2＞ 「生命保険の非課税枠（500万円×法定相続人数）＜相続税法第12条＞」が適用されます。

● 年金支払開始時に年金原資を一括で受取る場合の課税

契約日から5年以内	契約日から5年超
20%源泉分離課税	所得税（一時所得）+住民税

※ 契約者と年金受取人が異なる場合は、契約日からの経過年数にかかわらず贈与税が課税されます。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時	税金の種類	
契約者と年金受取人が同一人の場合	毎年の年金支払時	所得税（雑所得）+住民税	
	年金支払開始後の一括での受取時	確定年金	所得税（一時所得）+住民税
		年金総額保証付終身年金	所得税（雑所得）+住民税
契約者と年金受取人が異なる場合	年金支払開始時	贈与税＜*3＞	
	毎年の年金支払時	所得税（雑所得）+住民税	

＜*3＞ 相続税法上の年金受給権の評価額に対し課税されます。

● ご参考

一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円の特別控除があります。特別控除額の50万円を超える部分については、その1/2の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

一時所得の課税対象金額＝〔収入（受取金額）－必要経費（一時払保険料）－特別控除額（50万円）〕×1/2

年金受取時の雑所得について

雑所得の場合、下記の方法で計算された雑所得金額が、他の所得と合算されて、所得税として総合課税されます。

雑所得金額＝その年ごとに受取る年金額－必要経費



- ・ 税金のお取扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ・ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- ・ 税制上のお取扱いは2025年6月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

15 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり・約款](#)」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者(年金支払開始日以後は、年金受取人)によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。(詳細につきましては、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。)

16 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

フリーダイヤル イッシュニ ローゴ
0120-142-605
(一緒に 老後)

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

お問合わせ・
ご相談受付先

17 (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。
(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。



お申込みの前にもう 一度ご確認ください



ハッピーロードは、

元本保証のない
生命保険商品です。

➡ 詳しくは、42ページ「10.預貯金等との違いについて」をご覧ください。



ハッピーロードは、

積立期間中、年金支払期間中に
費用がかかります。

➡ 詳しくは、35～37ページ「1.諸費用に関する事項の概要について」をご覧ください。



ハッピーロードは、

株式、債券、為替相場等の
影響を受けるため、払込保険料を
下回ることがございます。

➡ 詳しくは、38ページ「2.この保険のリスクについて」をご覧ください。



ハッピーロードは、

年金の口座着金日が、
年金支払日の翌日からその日を含め、5営業日以内となります。

➡ 詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。